

国立大学図書館協会記念基金規程

平成18年6月29日
国立大学図書館協会
第53回総会

(趣 旨)

第1条 この規程は、元東京大学附属図書館長故岸本英夫博士、元国立大学図書館協議会会長落合卓四郎博士及び元国立大学図書館協議会事務局長雨森弘行氏の我が国の大学図書館に関する功績を永く後世に伝えるために、国立大学図書館協会（以下「協会」という。）が、全国の大学図書館関係者及びその他各方面から寄せられた寄付金をもって設置した国立大学図書館協会記念基金（以下「基金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事 業)

第2条 協会は、この基金により、下記の事業を行うことができる。

- (1) 国立大学図書館協会賞（以下「賞」という。）を設け、図書館活動及び図書館・情報学研究に顕著な業績をあげた者を、別に定める規程により選考し、協会理事会が受賞者を決定し、表彰する事業
 - (2) 国立大学図書館職員の研究の奨励のために、協会が別に定める事業
 - (3) 我が国の学術情報流通基盤の発展のために、協会が別に定める事業
 - (4) 大学図書館の人材の育成のために、協会が別に定める事業
2. 前項第1号の受賞者には、表彰状及びメダルを授与する。受賞者が複数名から成るグループである場合は、グループの代表者にこれを授与する。
3. 第1項第1号の表彰は、協会の総会において行う。
4. 前項の表彰を受けるために要する旅費を基金から支給する。ただし、受賞者がグループである場合は、代表者1名に対してのみとする。

(基金の構成)

第3条 基金は、故岸本英夫博士の遺族の寄付金、落合卓四郎博士、雨森弘行氏の寄付金及びその他の寄付金から構成する。

2. 必要が生じた場合、総会の議を経て協会予算の一部を繰り入れることがある。

(基金の運用)

第4条 基金の事業に要する経費は、第1条及び第2条に照らし、かつ基金の健全な維持を損なわない範囲において、基金から支出する。

(基金の管理)

第5条 基金の管理は、協会会長が当たり、会計監査は、協会監事が当たる。

(事 務)

第6条 基金に関する事務は、協会事務局が行う。

(補 則)

第7条 この規程の改正は、協会総会の議を経るものとする。

附 則

1. この規程は、平成18年6月29日から施行する。
2. 岸本英夫博士記念基金規程（平成9年6月25日）は廃止する。